
破産手続廃止のご報告

第4回債権者集会のご報告

平成30年9月19日

債権者各位

破産者 株式会社 Brillia
破産者 株式会社銀座プロジェクト
破産者 株式会社ティアラクチュール六本木
破産者 株式会社関西プロジェクト
上記4社

破産管財人 弁護士 富 永 浩 明

Brillia グループ破産管財人室

電話 03-3541-0881

(平日 午前10時～12時 午後1時～午後5時)

FAX 03-3541-0881

株式会社 Brillia, 株式会社銀座プロジェクト, 株式会社ティアラクチュール六本木及び株式会社関西プロジェクトの破産管財人として, ホームページにて, ご連絡申し上げます。

第1 (破産手続廃止の御報告)

株式会社 Brillia, 株式会社銀座プロジェクト, 株式会社ティアラクチュール六本木及び株式会社関西プロジェクト (以下4社を合わせて「破産者4社」といいます。) につきまして, 後記のような経緯で, 平成30年9月19日, 東京地方裁判所から, 破産手続廃止 (異時廃止) の決定を頂戴致しました。これにより, 破産者4社の破産手続は, いずれも終了となりました。

破産手続廃止決定証明書も, この破産管財人のホームページに掲載させて頂きました。

第2（第4回債権者集会の状況及び破産廃止に至る経緯）

1（第4回債権者集会の状況）

平成30年9月19日午前10時から、東京地方裁判所において、破産者4社の第4回債権者集会が開催されました。第4回債権者集会では、破産管財人より、第3回債権者集会（平成30年3月28日）以降の破産管財業務の状況等をご報告申し上げた後、質疑応答を経て、最後に破産手続廃止の決定を頂き、午前10時30分ころ終了いたしました。

ご出席頂きました債権者各位には、ご多忙の中ご出席頂きましたこと、御礼申し上げます。第4回債権者集会における配布資料は、「第4回債権者集会配布資料」（PDF）のとおりです。

2（破産手続廃止に至る経緯）

(1)（破産財団の換価終了）

破産者4社についての破産管財業務は、前回の「第3回債権者集会（平成30年3月28日）」の段階で概ね終了しておりました。その後、残っておりました(株) Brillia による他の破産会社（Brillia グループ以外の会社）からの破産配当の受領も終了し、破産者4社について、破産財団の換価が終了となりました。

(2)（残余財産確定事業年度の確定申告の実施）

そこで、破産者4社について、平成30年8月20日に、破産財団に属する財産は全部換価が完了して残余財産が確定したことの証明を頂き、平成30年9月11日に残余財産確定事業年度の確定申告を行いました。

(3)（破産債権の配当が出来ない状態）

破産者4社については、いずれも、滞納税金等の財団債権（破産債権に優先する債権）が多額であり、破産債権に優先する財団債権すら全額の支払いが出来ず、破産債権の配当は出来ない状態でごございました。

(4)（破産手続廃止）

以上の次第でございまして、破産者4社とも、破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足すると認められることから、第4回債権者集会において、破産管財人から、破産手続廃止の申立てを行い、上記の通り、裁判所から、破産手続廃止の決定を頂戴致しました。

(5) (結語)

債権者各位には、破産手続及び管財業務に対して、特段のご理解とご協力を賜りましたこと、心よりお礼申し上げます。また、破産債権に対する配当がない結果に終わりましたこと、大変恐縮に存じます。

尚、税金及び労働債権等の財団債権につきましては、今後、財団債権の一部弁済（債権額の割合による按分弁済）を進めていく予定でございます。

以上、ご報告申し上げます。何卒宜しく御願い申し上げます。